

## 目黒区障害者自立支援協議会の概要

### 1 設置目的

障害者自立支援協議会（以下、協議会と言う。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るために、地域の実情に応じて設置されています。

目黒区では、関係機関、関係団体、行政等、様々な立場の委員から情報発信・情報共有し、地域の現状や障害者の生活実態や社会資源の実態を把握することを目的として、平成21年2月1日から目黒区障害者自立支援協議会設置要綱に基づき、目黒区障害者自立支援協議会を設置しています。

### 2 経過

#### (1) 平成21年度～令和元年度

平均して年3回本会議を開催。協議会として、障害者計画改定に向けた意見を地域福祉審議会に提出しました。また、発達支援拠点等の社会資源について、設置検討状況・実績の情報共有を行うほか、専門部会の再編成等について協議しました。

#### (2) 令和元年度～令和3年度途中まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動休止

#### (3) 令和3年度

・本会議

第1回：令和3年12月21日

第2回：まん延防止等重点措置期間のため、開催中止

### 3 協議会の構成及び役割

本会議を中心に、運営会議と7つの専門部会が設置されており、それぞれ以下の役割を持っています。

#### (1) 専門部会

専門部会は、各課題やニーズに応じて設置されています。部会内で、課題解決のための協議や情報共有等を行います。

#### (2) 運営会議

各専門部会長が運営会議にて、活動報告等や課題の共有を行い、本会議で協議すべき内容を議論します。

【運営会議での報告・協議事項】

・部会の活動報告

・各専門部会で解決できない事項

・専門性を超えた地域に共通する課題やニーズ

・本会議にて協議する議題（運営会議からの協議事項）

### (3) 本会議

- ・区からの報告（評価機能）

地域における社会資源の実績報告を行い、委員から運営や活動に対する評価や意見をいただきます（障害者総合支援法第89条の3第2項）。

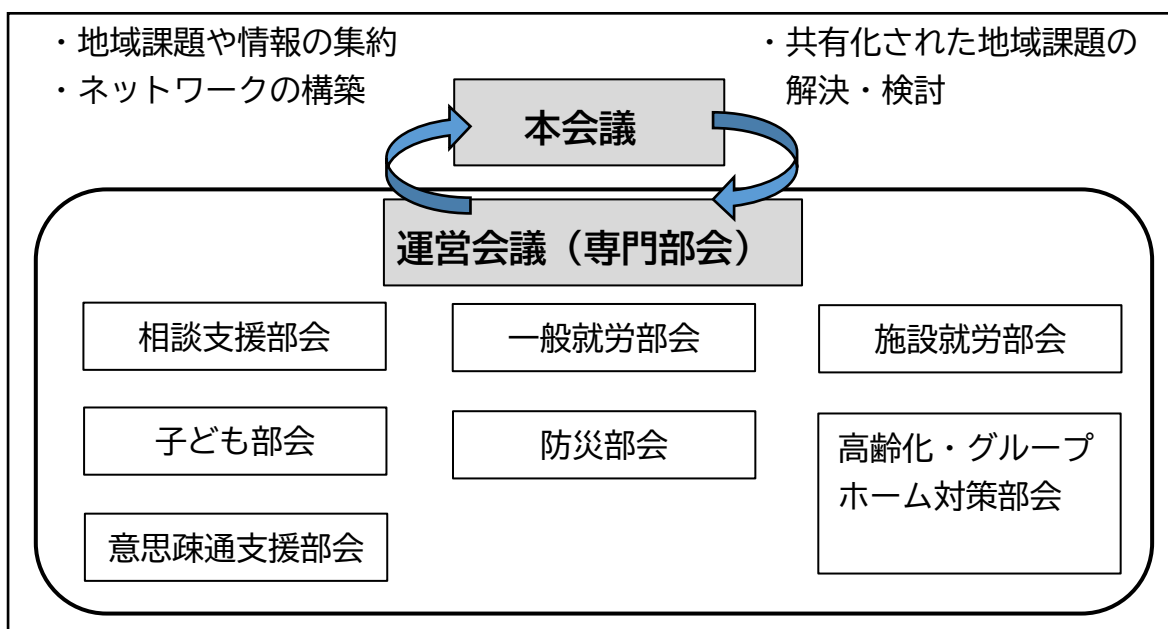
例：医療的ケア児支援関係機関協議会活動報告、基幹相談支援センター実績報告、目黒区障害者計画の進捗状況報告

- ・各専門部会からの報告

各専門部会長より部会活動の報告を行います。課題や検討事項がある場合は委員から意見をいただき、現場で実践・改善を行うことで、支援の質の向上や改善を目指す。

- ・運営会議からの協議事項

運営会議にて、本会議にて協議すべき事項として挙げられた議題。様々な委員の立場から意見交換を行います。



### 4 最後に

協議会での議題や報告事項に対し、様々な視点からの意見や情報をいただくことで、障害者への支援体制等に関する、よりの確な実態の把握と、支援の質の向上・課題の解決を図ることができると考えております。

今後とも目黒区の障害福祉の推進にご協力をお願いします。

以 上

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 抜粋

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### 第五章 障害福祉計画

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。